尼崎市の環境をまもる条例 事前協議の手引

(生活環境を阻害するおそれのある事業の規制)

令和3年11月

尼崎市

生活環境破壊の問題は、公害等の関係法令に規定する規制基準等を遵守するだけでは対処することはできません。

この問題の解決のために、昭和48年3月本市は「尼崎市民の環境をまもる条例」で、生活環境の保全を予防的見地から行う事前協議制度を採用し、生活環境の保全に一定の成果をあげてきました。しかし、環境問題に対する社会情勢の変化に伴い条例の見直しが進められ、より快適な暮らしを求めて、新たに「尼崎市の環境をまもる条例」(以下、「条例」という。)を平成12年12月に制定し、一部を除き平成13年2月から施行しました。

新条例における事前協議制度は、従来の条例と同様に大規模な建築物の建築事業や生活環境を 阻害するおそれのある施設を使用して行う事業について、事業者と市が事業を行う前に協議し、 生活環境を保全しようとする制度です。

事業者の皆さんは、この条例の趣旨を理解していただき、なお一層の御協力をお願いいたします。

目 次

| 1 | 事 | 前協議の対象事業 | . 1 |
|----|----|-------------------------------|-----|
| (| 1) | 事前協議の対象事業(条例第54条第1項各号) | . 1 |
| (| 2) | 事業の拡張及び用途変更により事前協議の対象となるもの | . 1 |
| (| 3) | 建築物及び事業の用途 | . 2 |
| (2 | 4) | 届出を要しない事業(条例第54条第2項) | . 2 |
| 2 | 事 | 業を行う場合の制限事項 | . 3 |
| (| 1) | 学校等からの位置制限 | . 3 |
| (| 2) | 自動車の出口及び入口 | . 5 |
| 3 | 迈 | | . 6 |
| (| 1) | 表示板の掲出(条例第57条) | . 6 |
| (| 2) | 事業に関する説明(条例第59条各項) | . 6 |
| 4 | 事 | 前協議の手続 | . 7 |
| (| 1) | 事前協議届出書に必要な図書 | . 7 |
| (| 2) | 事前協議届出書の提出部数 | . 8 |
| (| 3) | 事前協議届出書の提出時期 | . 8 |
| (2 | 4) | 変更及び承継の届出(条例第58条及び条例施行規則第17条) | . 8 |
| (, | 5) | 工事完了の届出(条例施行規則第18条) | . 8 |
| (| 6) | 事前協議のフロー | . 9 |
| 5 | 事 | 業を行う場合に配慮すべき事項 | 10 |
| (| 1) | 関係法令に規定する規制基準等の遵守 | 10 |
| (| 2) | 緑化の推進 | 10 |
| (| 3) | 事業を行う場合に確保すべき整備等(条例第54条第3項) | 10 |
| (4 | 4) | その他必要な事項 | 13 |
| 6 | 助 |]言・指導・勧告等 | 13 |
| (| 1) | 助言・指導・勧告(条例第54条第3項) | 13 |
| (| 2) | 命令(条例第54条第4項) | 13 |
| (| 3) | 罰則(条例第91条、93条及び96条) | 13 |

1 事前協議の対象事業

次に掲げる事業を行おうとする者は、事前協議届出書を開発指導課に届け出なければなりません。当該届出に係る事項を変更するときも同様です。

(1) 事前協議の対象事業(条例第54条第1項各号)

建築物及び施設の種類に記載の事業であって、それぞれ対象規模のものを対象用途地域内で 事業を行おうとする場合、届出が必要となります。

| 対象事業 | 条例第 54条 第1項 | | 建築物及び施設の種類 | 対象規模 | 対象用途地域 |
|----------------------|-------------------|---|------------------------|---|---|
| 大規模な建築物の建築事業 | 第 | ア | 物品販売業を営む店舗 | 当該用途に供する部分の 床面積の合計がそれぞれ 1,000㎡以上のもの ^{注1} | 第2種中高層住居 専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 |
| 物の建築 | 号 | イ | 旅館及びホテル (ラブホテルを除く。) | | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 |
| 事業 | | ウ | 共同住宅 | | 工業地域 |
| 生 | | ア | 工場及び作業場 | 床面積の合計が50㎡以上 又は敷地面積が150㎡以 | |
| 施環 | | イ | 倉庫及び物置場 | 大は | |
| 施設を使用して行う生活環境を阻害するおそ | 第 2 | ウ | 駐車場 | 床面積の合計又は敷地面積 が500㎡以上のもの ^{注3} (車路部分も含む。) | 工業地域 及び |
| って行う事 | 号 | 工 | トラックターミナル | 敷地面積が500㎡以上のもの | 工業専用地域 を除く地域 ^{注4} |
| 事業 | | オ | 給油取扱所 | 全てのもの | |

- 注1 増築する事業にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡ 以上のものが事前協議の対象となります。
- 注2 当該施設が建築物の場合は供する部分の床面積とし、当該施設が建築物でない場合は、 供する部分の敷地面積とします。
- 注3 対象規模については、駐車区画及び車路部分の合計とします。 機械式駐車場については、駐車台数1台につき、15㎡で換算します。
- 注4 工業地域及び工業専用地域においても、届出は不要となりますが、位置制限、自動車の出口及び入口の所定の基準は適用されます。

(2) 事業の拡張及び用途変更により事前協議の対象となるもの

- ① 届出対象規模未満の既存施設を拡張し、事前協議の届出対象規模以上になる場合
- ② 事前協議済の駐車場・トラックターミナルの施設について、床面積の合計又は敷地面積が150㎡以上の拡張を行う場合
- ③ 事前協議済のその他の施設(工場及び作業場、倉庫及び物置場、給油取扱所)については、床面積の合計が50㎡以上または敷地面積が150㎡以上の拡張を行う場合
- ④ 施設の種類(用途)を変更し、事前協議の届出対象規模以上となる場合

(3) 建築物及び事業の用途

| 対象事業 | 条例第 54条 第1項 | | 建築物及び 施設の種類 | 用途 | | | | |
|--------|-------------------|---|----------------|--|---|-----|--|--|
| 大規 | | ア | 物品販売業 を営む店舗 | 卸売業又は小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理 業を含む。)を営むための店舗をいいます。 | | | | |
| 建築事業物 | 第 1 号 | イ | 旅館及び ホテル | 旅館業法第2条各項に規定する旅館業の用に供されるものをいいます。(尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例第2条第1項第2号に規定するラブホテルに該当するものを除く。) | | | | |
| 0 | | ウ | 共同住宅 | 住居の用に供され、廊下、階段又は外部への出入口等が共同 で使用されるものをいいます。 | | | | |
| 生 | | ア | 工場及び 作業場 | 物品の製造、加工、洗浄、塗装又は解体等の目的に供する建築物その他の施設をいい、鉄骨組立などの露天の作業場を含みます。 ただし、建築その他の工事現場は除きます。 | | | | |
| 施設を使用し | 第 2 号 | 2 | 2 | 2 | イ | 駐車場 | 青空駐車場、パーキングタワー等の自動車(道路運送車両法 (平成28年5月27日法律第51号)第2条第2項に規定 する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をい う。)を格納し、又は駐車の用に供する建築物、その他の施 設をいいます。 | |
| して行お | | | | | | | | |
| て行う事業 | | Н | トラック ターミナル | 貨物の積卸しのため、自動車運送事業の事業用自動車を同時 に二両以上停留させることを目的として設置した施設をいい ます。(自動車ターミナル法第2条第4項) | | | | |
| る | | オ | 給油取扱所 | 固定給油施設によって、自動車及び原動機付自転車の燃料タンクに直接給油するための建築物、その他の施設をいいます。 小規模なものでも固定した給油設備を設置する場合は該当します。 | | | | |

(4) 届出を要しない事業(条例第54条第2項)

次に掲げる事業については、事前協議の届出を要しません。ただし、位置制限、自動車の出口及び入口の所定の基準は適用されます。

- ① 都市計画法第29条第1項第3号に規定する建築物を建築する事業及び当該建築物又はその敷地内に設置された生活環境を阻害するおそれのある施設を使用して行う事業
- ② 都市計画法第34条の2第1号に規定する都道府県等が行う事業
- ③ 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業の施行として行う建築物を建築する事業及び当該市街地再開発事業の施行により設置された生活環境を阻害するおそれのある施設(前項第2号カに該当するものを除く。)を使用して行う事業
- ④ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律 第67号)第2条第4号に規定する住宅街区整備事業の施行により設置された生活環境を 阻害するおそれのある施設(前項第2号カに該当するものを除く。)を使用して行う事業
- ⑤ その他生活環境を阻害するおそれがないと認められる事業で規則で定めるもの^{注1}
 - 注1 その他生活環境を阻害するおそれがないと認められる事業で規則で定めるものとは、 公共事業の施行により建築物の除却を余儀なくされた者がその除却される建築物に代 わる建築物を建築する事業その他市長が生活環境を害するおそれがないと認める事業 をいう。(条例施行規則第18条の2)

2 事業を行う場合の制限事項

事前協議の対象事業のうち、生活環境を阻害するおそれのある施設については、静穏な環境や交通安全等が特に必要とされる学校等の敷地の周囲からの距離や自動車の出口及び入口に接する道路の幅員に関して、あらかじめ制限されている事項があります。

(1) 学校等からの位置制限

生活環境を阻害するおそれのある施設はその種類・規模に応じて、学校等の敷地境界から 一定距離内は設置してはなりません。

① 位置制限の対象となる学校等の施設(条例施行規則第19条)

学校教育法第1条に規定する学校及び同条に規定する幼稚園、小学校又は中学校に準ずる学校 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び同法第43条に規定する児童 発達支援センター 医療法第1条の5第1項に規定する病院 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に 規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練又は同条第14項に規定 する就労継続支援を行う施設

② 位置制限の対象となる事業規模及び学校等の周囲からの制限距離(条例第55条)

| 対象 事業 | 条例第54条 第1項 | | 施設の種類 | 対象規模 | 制限 距離 | |
|----------|---------------|---|---------------|---------------------------|---------------------------|-------|
| あるが | 第 2 号 | | ア | 工場及び作業場 | 床面積の合計又は敷地面積500㎡ 以上のもの | 3 0 m |
| 3る施設を使用, | | イ | 倉庫及び物置場 | 床面積の合計又は敷地面積500㎡ 以上のもの | | |
| しす | | ウ | 駐車場 | 床面積の合計又は敷地面積500㎡ 以上のもの | 2 0 m | |
| て行う | | 工 | トラック ターミナル | 敷地面積が500㎡以上のもの | | |
| 事れの | | オ | 給油取扱所 | 石油類の貯蔵能力が30,000ℓ 以上のもの | 3 0 m | |

ア 適用除外について

市長が周辺地域の状況等から判断して、生活環境を阻害するおそれのないと認めるときはこの限りではありません。適用除外の可否については、事前にご相談ください。

(7) 適用除外が認められる場合の例

- a 学校等の附属駐車場を設置するとき。
- b 学校等の敷地が自動車交通の著しい道路(現況幅員10m以上の道路)に接しているとき。(給油取扱所は除く。)
- c 生活環境を阻害するおそれのある施設の設置後に学校等が設置されるとき。
- d その他特に生活環境を阻害しないと認められるとき。
- (イ) 適用除外が認められる自動車交通の著しい道路

一般国道(2号線、43号線、171号線)、主要地方道(尼崎池田線、尼崎港線、大阪伊丹線の一部、尼崎宝塚線、尼崎停車場線)、一般県道(米谷昆陽尼崎線、西宮豊中線の一部、昭和東本町線、尼崎港崇徳院線の一部、高田久々知線、尼崎停車場西川線、

甲子園尼崎線)、市道(近松線の一部、道意線、園田橋線、弥生線、大物線、出屋敷線の一部(2 号線以南)、長洲線、田能通り、食満通り、山幹通り、橘通り、波洲通り、琴浦通り、潮江小浜線の一部、尼崎駅前 1 号線、潮江神崎停車場 2 号線、神崎停車場神崎線、西川線)



(2) 自動車の出口及び入口

生活環境を阻害するおそれのある施設は、事業のために出入りする自動車の出口及び入口が事業の種類に応じて定められた幅員以上の道路に接しなければなりません。また、施設によっては通学路等の道路に接してはなりません。

① 自動車の出口及び入口が接する道路の幅員(条例第56条第1項)

| 対象事業 | 15/12 | | 施設の 種類 | 対象規模 | 道路の 幅員 | | | | |
|-------|-------|---|-------------|--|---|-----|------|---|-----|
| | | ア | ア | ア | ア | ア | 工場及び | 床面積の合計が50㎡以上500㎡未満のもの又は敷地面積が150㎡以上500㎡未満のもの | 6 m |
| | | | 作業場 | 床面積の合計又は敷地面積が500㎡以上のもの | 8 m | | | | |
| 生活環境 | | イ | 倉庫及び 物置場 | 床面積の合計又は敷地面積が500㎡以上のもの | 8 m | | | | |
| を阻害す | 第2号 | ウ | | | 床面積の合計又は敷地面積が500㎡以上、3,000㎡未満のもの(主として大型自動車等の駐車の用に供するものを除く) | 6 m | | | |
| て行う事業 | | | 駐車場 | 床面積の合計又は敷地面積が3,000㎡以上のもの及び主として大型自動車等(道路交通法第3条に規定する大型自動車及び大型特殊自動車)の駐車の用に供するもの | 8 m | | | | |
| る | | 工 | | トラック | 敷地面積が500㎡以上1,000㎡未満のもの | 8 m | | | |
| | | | ターミナル | 敷地面積が1,000㎡以上のもの | 1 0 m | | | | |
| | | オ | 給油取扱所 | 石油類の貯蔵能力が30,000以上のもの | 1 2 m | | | | |

ア 適用除外について

市長が周辺地域の状況等から判断して、生活環境を阻害するおそれがないと認めるときはこの限りではありません。適用除外の可否については、事前にご相談ください。

(7) 適用除外が認められる場合の例

- a 出入口が接する道路に歩道やガードレール等の交通安全施設が整備されているとき。(幅員2m以上の歩道を出口及び入口が接している敷地境界線と道路の接道範囲全てに整備した場合も含む。)
- b 出入口が接する道路について、都市計画の事業決定がなされた計画道路の幅員が 施設区分ごとに定める幅員以上であるとき。
- c その他特に生活環境を阻害しないと認められるとき。

② 自動車の出口及び入口が接してはならない道路(条例56条第2項)

| 事業の種類 | 対象規模 | 接してはならない道路 |
|---------|------------------------|--------------------|
| 駐車場 | 床面積の合計又は敷地面積が500㎡以上のもの | 歩行者用道路 |
| 倉庫及び物置場 | 床面積の合計又は敷地面積が500㎡以上のもの | 又は 幅員が10m未満の通学路 |

ア 適用除外について

市長が周辺地域の状況等から判断して、生活環境を阻害するおそれのないと認めるときはこの限りではありません。適用除外の可否については、事前にご相談ください。

(7) 適用除外が認められる場合の例

- a 歩行者用道路又は幅員が10m未満の通学路において、自動車の運行時間等に 対する規制が行われている場合に、事業活動の形態から判断して、当該規制時間 内に駐車場等に出入りする自動車が運行しないことが明確であるとき。
- b 通学路又は歩行者用道路に、歩道やガードレール等の交通安全施設が整備されているとき。(幅員2m以上の歩道を出口及び入口が接している敷地境界線と通学路の接道範囲(道路の一部のみ通学路に指定されている場合は、指定部分の道路と敷地境界線の接道範囲全て)又は歩行者用通路の接道範囲全てに幅員2m以上の歩道を整備した場合も含む。)
- c 駐車場等の設置後に、自動車の出入口が接する道路が通学路又は歩行者用道路 に指定されたとき。
- d その他特に生活環境を阻害しないと認められるとき。

3 近隣住民への事業説明

(1) 表示板の掲出(条例第57条)

事前協議の届出又は変更届出をする者は表示板(第6号様式)を掲出して下さい。当該届出に係る事業に関して、尼崎市住環境整備条例第27条第1項の規定による表示板を掲出する場合は、当該表示板の掲出は不要です。(この場合、掲出する表示板に当該届出の事業内容が分かるように記載してください。)

① 表示板の掲出場所(条例施行規則第20条第3項)

事業予定地の道路に面し、公衆の見やすい場所に設置してください。 なお、予定地周辺の状況等から判断して、表示板を2箇所以上の場所に掲出させること がありますので、事前にご相談ください。

② 表示板の掲出期間(条例施行規則第20条第4項)

事前協議の届出又は事前協議の変更届出をした日から、事業を行うために必要な施設の 建築その他の工事が完了するまで当該表示板を掲出してください。

(2) 事業に関する説明(条例第59条各項)

事業地によって生活環境に影響を受け、又は受ける恐れのある住民(以下「関係住民」という。)は、表示板が掲出された日から2週間以内に、事業に関する説明を事業者に求めることができます。

事業者は関係住民から説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければなりません。 また、場合によっては市から事業者に関係住民へ説明を行うよう指示をすることもありま す。

事業者は事業に関する説明を行った場合は、その結果を市長に書類で報告してください。 (関係住民から説明を求められなかった場合、説明の求めがなかった旨を書類で報告してく ださい。)

必要な書類は以下のとおりです。(提出部数は2部)

- ① 説明会結果報告書
- ② 議事録
- ③ 説明会で配布した資料

4 事前協議の手続

(1) 事前協議届出書に必要な図書

尼崎市住環境整備条例第23条の規定による事前協議申請書を同時に提出される場合は、 の書類は省略することができます。

| | 駐車場 | 倉庫 物置場 | 工場 作業場 | トラック ターミナル | 給油 取扱所 | 物販店舗・旅館・ ホテル・共同住宅 |
|--|-------------------|-------------------|----------|---------------|-----------|----------------------|
| 事前協議届出書(第5号様式) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 委任状 代理人が届け出る場合に限り提出して ください。 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業概要書 ★印は様式化されていますので、別紙 に記入してください。 | ○ (★) | ○ (★) | ○ (★) | 0 | 0 | ○ (共同住宅を除 く。) |
| 環境保全計画書 ★印は様式化されていますので、別紙 に記入してください。 | | ○ (★) | ○ (★) | 0 | 0 | 0 |
| 附近見取図 (縮尺 1/2500 の都市計画図) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公図 事業地及び隣接する土地の所有者の氏 名を明記してください。 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現況図(縮尺 1/200~500) ・隣接する区域及び周辺道路の幅員を 記入してください。 ・敷地が接する道路、水路の平面図及 び横断図も記入してください。 ・従前の用途も記入してください。 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業予定地周辺の現況図 (縮尺 1/200~500) ・位置制限に係る既存建築物等からの 距離及び建築物の有無、通学路の有無 を記入してください。 ・位置制限(条例第55条)、自動車出 口及び入口の規定(条例第56条)対 象外は添付不要 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 敷地求積図 (縮尺 1/100~500) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 敷地内配置図 (縮尺 1/100~500)・駐車場の場合、1台当たりの駐車区画及び車路の寸法を明記してください。・隣接する区域及び周辺道路の幅員を記入してください。・敷地が接する道路、水路の平面図及び横断図も記入してください。 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 排水計画図 (縮尺 1/100~500) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現況を示す写真(3方向から撮影した もの) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業地に表示板を掲出したことを示す 写真 (遠・近景を各1枚) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建築物の配置図・平面図・立面図・断 面図 | • | • | • | • | • | • |
| 機械類の一覧表及び配置図 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

備考1 ●印は、建築物 (建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。)を伴う事業の場合に 限り提出してください。

備考2 ◎印は、機械類を使用する事業の場合に限り提出してください。

(2) 事前協議届出書の提出部数

事前協議届出に必要な提出部数は、次のとおりです。

| 事業の種類 | 提出部数 |
|------------|-------------------|
| 物品販売業を営む店舗 | |
| 旅館及びホテル | |
| 共同住宅 | 正1部・副1部 |
| 倉庫及び物置場 | 工厂 T 旦9 。 田1 T 旦9 |
| 駐車場 | |
| トラックターミナル | |
| 工場及び作業場 | 正1部・副3部 |
| 給油取扱所 | 正1部・副5部 |

(3) 事前協議届出書の提出時期

事前協議の提出は、次に定める日のおおむね30日前までに行わなければなりません。 (条例施行規則第16条第2項)

なお、尼崎市住環境整備条例第23条の規定による事前協議を提出する場合は、同時に提 出して下さい。

- ① 建築基準法第6条に規定する確認の届出書を必要とする事業にあっては、当該届出書を 提出しようとする日
- ② 都市計画法第29条に規定する許可を必要とする事業にあっては、同法第32条で規定する同意を求めるか協議を行おうとする日
- ③ その他の事業にあっては事業を行おうとする日

(4) 変更及び承継の届出 (条例第58条及び条例施行規則第17条)

- 以下の事業内容を変更する場合は事業内容変更届出書の提出が必要です。
 - ア 事業者の氏名又は住所(法人の場合は名称、事業所所在地、代表者氏名)
 - イ 床面積又は敷地面積を変更する場合
 - ウ 建築物その他の施設の構造(軽微なものを除く。)を変更する場合
 - エ 建築物その他の施設の敷地内配置(軽微なものを除く。)を変更する場合
 - オ その他市長が必要と認める場合

② 以下のとおり、地位の承継をする場合は承継届出書の提出が必要です。

- ア 事業の承継者が被承継者から事業を譲り受ける場合
- イ 事業の承継者が被承継者から施設を借り受ける場合
- イ 事業の承継者が被承継者から事業を相続する場合
- ウ 事業の承継者が被承継者の事業を合併する場合
- オ 事業の承継者が被承継者の事業を分割する場合

(5) 工事完了の届出(条例施行規則第18条)

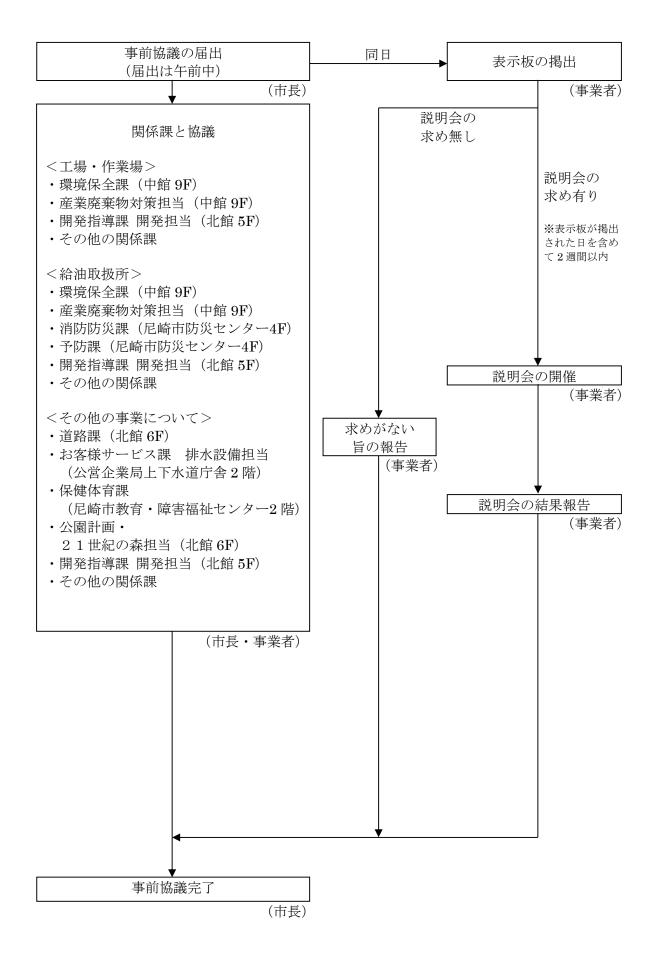
事前協議の届出をした者は、当該届出に係る事業として行う工事が完了したときは、当該 工事が完了した日から4日以内に工事完了届出書を提出してください。

協議した事項について現場の検査を行います。

必要な書類は以下のとおりです。(提出部数1部)

- ① 工事完了届出書(第8号様式)
- ② 附近見取図
- ③ 土地利用計画図もしくは配置図
- ④ 施工後の写真

(6) 事前協議のフロー



5 事業を行う場合に配慮すべき事項

当該条例は、条例の前文で環境保全に係る基本理念を定め、条例第3条で事業者の基本的責務を定めております。事業者は、地域社会の構成員として事業活動に伴い生じる公害を防止し、自己の責任と負担において自然環境の保全に必要な措置を講じ、良好な環境の確保に努めることとなっています。

事業を行おうとする人は、地域環境の保全について深い自覚を持ち、次の事項を中心に適切な環境保全対策を講じてください。

(1) 関係法令に規定する規制基準等の遵守

関係法令に規定している規制基準や設置基準等は、当初から遵守できるよう措置を講じておいてください。

(2) 緑化の推進

10,000㎡以上の敷地を有する既設の工場又は事業場は、その敷地の10%を緑化するよう規定しています。(条例施行規則第25条)

また、敷地が500㎡以上の駐車場(青空)については、敷地周囲に位置する塀やフェンスの緑化、生垣化・植樹帯化等、立地状況に応じた緑化を図るようにしてください。

(3) 事業を行う場合に確保すべき整備等(条例第54条第3項)

事業を行おうとする人は、関係住民及び共同住宅入居者等の生活環境を保全するため、次の設備等を確保し、適切な措置を講じてください。

① 大規模な建築物の建築事業

| 対象事業 | 確保すべき設備等 |
|----------------|---|
| 物品販売業を 営む店舗 | ア 確保すべき設備等 (ア) 来客用の駐車場及び自転車置場の確保 (イ) 荷卸場の確保 イ 生活環境を保全するための措置 (ア) 建築物及び諸施設の配置を適切に行うこと (イ) 商品等の保管及び取扱方法を適切に行うこと (ウ) 商品等の搬出入の作業管理を適切に行うこと (エ) 自動車に対する周辺住民への安全対策を適切に行うこと (オ) 拡声器の使用方法及び時間を近隣に影響のないようにすること (カ) クーリングタワー等の騒音対策を適切に行うこと (キ) 廃棄物の確保及び処理を適切に行うこと |
| 旅館及びホテル | ア 確保すべき設備等 (ア) 来客用駐車場の確保 イ 生活環境を保全するための措置 (ア) 深夜までに及ぶ宴会等の騒音対策を講じること (イ) ネオンサインの光が周囲に与える影響を考慮し、対策を講じること (ウ) 廃棄物の保管及び処理を適切に行うこと |
| 共同住宅 | ア 生活環境を保全するための措置 (ア) 騒音対策を適切に行うること (イ) 振動対策を適切に行うこと (ウ) 大気汚染対策を適切に行うこと (エ) 悪臭対策を適切に行うこと |

② 生活環境を阻害するおそれのある施設を使用して行う事業

| 対象事業 | 確保すべき設備等 |
|-------------|--|
| 工場及び 作業場 | ア 確保すべき設備等 (ア) 敷地周辺にコンクリートブロック塀等自動車ガス排出及び騒音、粉じんの防止のための適切な塀 この場合において、隣接家屋の配置状況等を考慮し、交通安全のための見通し等について配慮すること (イ) 粉じんの飛散等を防ぐため自動車通路はコンクリート等で舗装し、床及び地表も必要に応じてコンクリート等で舗装すること (ウ) 荷役や駐車のための場所を確保し、路上等の占拠をせず事業が行えるようにすること (エ) 産業廃棄物の保管施設を設置し、産業廃棄物が処理されるまでの間、飛散、流出、地下浸透及び悪臭が生じないようにすること (オ) 出入りする自動車等の車輪から粉じんの飛散を防ぐため、必要に応じて適切な自動車車輪洗浄施設を設置すること (カ) 屋内で行うべき作業を屋外で行ったり、敷地外の路上で作業を行ったりしないよう、建築物や敷地の面積は事業を行うに十分な広さを確保すること |
| 工場及び 作業場 | ア 生活環境を保全するための措置 (ア) 原材料及び製品等を適切に保管し、取扱うこと (イ) 建築物及び諸施設の配置を適切に行うこと (ウ) 建築物、工作物の構造及び生産、公害防止等の施設 (エ) 作業管理を適切に行うこと |
| 駐車場 | ア 確保すべき設備等 (7) 粉じんの飛散等を防ぐため、床及び地表はコンクリート等で舗装すること 舗装ができない特別の理由により砂利敷とした場合には出入口部分は砂利止めの措置を講じ、かつ、必要なスペースの舗装を行うこと (4) 洗車施設を設置する場合は、水しぶき及び騒音を防ぐため、コンクリート構造等の建築物内に設置すること (5) 駐車場内から粉じんの飛散を防ぐため、散水施設を必要に応じて設置すること (5) 駐車場内からの排水を適切に行うため、必要に応じ油水分離施設等の排水処理施設を設置すること (4) 大型自動車等を除き、駐車スペースは1台あたり12㎡(縦5.0m×横2.4m)以上の広さを確保すること (5) 駐車場内の車路の幅員は、5.5m(一方通行の車路にあっては、3.5m)以上とすること (6) 上をすること (7) 大型自動車及び大型特殊自動車は、排出ガス及び騒音等の影響が大きいので、コンクリート構造等の建築物を設置すること (7) 大型自動車及び大型特殊自動車は、排出ガス及び騒音等の影響が大きいので、コンクリート構造等の建築物を設置すること (6) 上できるための措置 (7) 粉じん、自動車排出ガス及び騒音等を防止できる適切な措置を講じること (7) 出入口部分に側溝がある場合には、敷地内雨水の処理及び側溝保護のためのグレーチング等必要な措置を講じること。 (6) 駐車する自動車の排気口を住宅に向けないよう配慮すること |

| 対象事業 | 確保すべき設備等 |
|---------------|--|
| 倉庫及び 物置場 | ア 確保すべき設備等 (7) 粉じんの飛散を防ぐため、自動車通路はコンクリート等で舗装し、床及び地表も必要に応じコンクリート等で舗装すること (4) 荷役や駐車のための場所を確保し、路上等の占拠をせず事業が行えるようにすること (ウ) 土砂、油等飛散又は流出するおそれのあるものを取り扱う場合は、建築物を建てるか飛散、流出を防ぐために散水施設、防塵カバー等適切な施設を設置すること (エ) 出入りする自動車の車輪から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて自動車車輪洗浄施設を設置すること (オ) 敷地からの排水を適切に行うため必要に応じ沈殿槽等の適切な排水処理施設を設置すること (イ) 敷地からの排水を適切に行うため必要に応じ沈殿槽等の適切な排水処理施設を設置すること (ク) 登築物等は粉じん、悪臭及び騒音等が出にくい構造とすること (ク) 粉じん、騒音及び自動車排出ガス等を防ぐため、敷地の周囲にはコンクリートブロック塀等適切な措置を講じることまた、隣接家屋の配置状況を考慮し、交通安全のための見通し等について配慮すること (ウ) 露天の物置場にあっては、保管備品の整理等を行い、危険防止のための適切な処理を講じることまた、周辺住民が自由に出入りできない構造にすること |
| トラック ターミナル | ア 確保すべき設備等 (ア) 粉じん、自動車排出ガス及び騒音等を防ぐため、敷地の周囲にコンクリートブロック塀等適切な塀を設置することこの場合において、隣接家屋の配置状況を考慮し、交通安全のための見通し等について配慮すること (イ) 洗車施設を設置する場合は、水しぶき及び騒音を防ぐため、コンクリート構造等の建築物内に設置すること (ウ) 駐車場内からの排水を適切に行うため、必要に応じて油水分離施設等の排水処理施設を設置すること イ 生活環境を保全するための措置 (ア) 自動車排出ガス及び騒音等を防止できる適切な措置を講じること特に夜間に出入りする自動車の騒音対策に配慮すること。 (イ) 荷役及び駐車の場所を確保し、路上等の占拠をせず事業を行えるような措置を講じること |
| 給油取扱所 | ア 確保すべき設備等 (ア) 自動車の排出ガス及び騒音の防止並びに防火等のために、敷地の周囲には自動車等の出入りする側を除き、コンクリートブロック塀等適切な塀を設置すること (イ) 適切な散水施設及び排水処理施設(油水分離施設、沈殿槽)を設置すること (ウ) 石油類の貯蔵に伴って発生する有害物質を防止するために必要な設備を設置すること |

(4) その他必要な事項

地域の環境を配慮して、法令及び(3)以外の環境保全対策について、立地条件や事業形態 等により付近住民の安全確保のための誘導員の配置や、事業活動に伴う自動車の通行路線の 指定等の協力をお願いする場合があります。

地域環境を十分配慮して計画を立ててください。

6 助言・指導・勧告等

(1) 助言・指導・勧告(条例第54条第3項)

提出された事前協議届出書・事前協議変更届出書に記載された内容に問題があれば助言・ 指導を行い、必要があるときは勧告を行います。

事業を行おうとする人は、環境保全対策に細心の注意を払い、勧告を受けることのないようにしてください。

(2) 命令(条例第54条第4項)

前記の勧告に従わない人や事前協議届出書・事前協議変更届出書を提出しない人には、事業の停止、計画の変更、原状の回復等生活環境を確保するために必要な措置をとるべきことを命令します。

このようなことにならないよう自ら進んで環境保全対策を講じてください。

(3) 罰則(条例第91条、93条及び96条)

前記の命令に従わない者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられます。

また、事前協議届出書・事前協議変更届出書の届出を行わず、又は虚偽の届出をした者も、100,000円以下の罰金に処せられます。

さらに、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が命令に従わなかったり、事前協議届出書・事前協議変更届出書の提出を怠ったり、あるいは虚偽の届出をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人も罰することになっております。